

市第 96 号議案 横浜市小児慢性特定疾病審査会条例の制定
市第 103 号議案 横浜市附属機関設置条例の一部改正

1 提案理由

(1) 市第 96 号議案「横浜市小児慢性特定疾病審査会条例の制定」

児童福祉法の一部改正に伴い、横浜市小児慢性特定疾病審査会に関し必要な事項を定めるため、横浜市小児慢性特定疾病審査会条例を制定したいので提案します。

(2) 市第 103 号議案「横浜市附属機関設置条例の一部改正」

児童福祉法の一部改正に伴い、横浜市小児慢性特定疾患対策協議会を廃止するため、横浜市附属機関設置条例の一部を改正したいので提案します。

2 条例案の概要

(1) 小児慢性特定疾病審査会の設置

ア 法による規定（児童福祉法第 19 条の 3）…H27. 1. 1 法改正施行

申請者から「小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書」の申請があった場合において、医療費支給認定をしないこととするとき、あらかじめ「小児慢性特定疾病審査会」に当該申請に係る医療費支給認定をしないことに関し審査を求めなければならない。

イ 条例案の概要

第 1 条 （趣旨）

第 2 条 （組織）

第 3 条 （会議）

第 4 条 （関係者の出席等）

第 5 条 （庶務）

(2) 小児慢性特定疾患対策協議会の廃止

「小児慢性特定疾病審査会」の設置に伴い、現行の「小児慢性特定疾患対策協議会」を廃止します。

3 施行期日

平成27年 1 月 1 日

4 事業の概要

国の研究事業である「小児慢性特定疾患医療給付事業」として昭和49年度から実施。小児の慢性疾病のうち、小児がんなどの特定の疾病に罹患した子どもの医療費（自己負担分）について、保護者の所得に応じて、全部又は一部を助成する制度です。

小児慢性特定疾患医療受診券を指定医療機関に提示することにより、月額負担上限額以上の一部負担金を助成します（国費1/2、市費1/2）。

5 制度改正内容

法改正により「小児慢性特定疾患医療給付事業」が「小児慢性特定疾病医療費支援事業」となり、次の制度改正が予定されています。

(1) 対象疾患の拡大（514疾患→760疾患）

（疾患群別対象者数一覧については次ページをご覧ください。）

(2) 自己負担限度額の見直し（3割→2割へ、所得階層区分の変更）

(3) 指定医療機関・指定医の指定

(4) 新たな小児慢性特定疾患登録管理システムの構築（国のシステム）

※小児慢性特定疾病の児童等の健全育成に資する調査及び研究を推進するための基礎資料として、医療意見書のデータを研究に利用（保護者同意の場合）

(5) 慢性疾患児地域支援事業の開始

※慢性疾患のあるお子様やその家族に対する情報交換や意見交換の場の設定

（療育相談、巡回相談、ピアカウンセリング、育成相談、学校等からの相談対応）

6 対象者数見込

約4,000人

7 対象者への周知状況

現行の制度該当者に対し、制度改正のお知らせを送付するとともに、新制度の医療受給者証を12月末日までに送付します。

新規対象疾患に伴う申請については、区担当課において、受付を開始しています。

8 広報等

(1) 広報よこはま11月号（お知らせ欄）に「対象疾患の拡大について」掲載

(2) 本市ホームページに掲載

(3) 区こども家庭支援課において、制度改正に関する市民対応を開始

(4) 市医師会、市薬剤師会、市病院協会へ説明し、会員への周知を依頼

(5) 現行契約医療機関に制度改正、指定医療機関等の申請依頼書を送付

9 参考

【疾患群別対象者数一覧】

11 疾患群 (疾患数)		25 年度認定者数	24 年度認定者数	23 年度認定者数
①	内分泌疾患(112)	734 人	683 人	721 人
②	悪性新生物(54)	602 人	557 人	560 人
③	慢性心疾患(85)	536 人	518 人	506 人
④	慢性腎疾患(34)	260 人	247 人	270 人
⑤	糖尿病(3)	212 人	221 人	226 人
⑥	神経・筋疾患(12)	153 人	127 人	155 人
⑦	血液疾患・免疫疾患(128)	146 人	145 人	154 人
⑧	膠原病(9)	145 人	124 人	140 人
⑨	先天性代謝異常(49)	138 人	115 人	126 人
⑩	慢性消化器疾患(17)	101 人	109 人	96 人
⑪	慢性呼吸器疾患(11)	86 人	80 人	82 人
合 計 (514 疾患)		3,113 人	2,926 人	3,036 人

最も多い疾患群は、「①内分泌疾患」で、全体の約24パーセント、次に「②悪性新生物」で、全体の約18パーセントを占めます。